

環境大臣が定める排水基準に係る検定方法等の一部を改正する件

令和 6 年 2 月
環境省水・大気環境局

1. 経緯・背景

令和 4 年 4 月、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「六価クロム」に係る基準値が見直されたことを踏まえ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る基準等を定める以下の告示に関して、所要の改正を行う。

併せて、排水基準に係る検定方法等に引用している日本産業規格（以下「JIS」という。）K0102（工場排水試験方法）が JIS K0101（工業用水試験方法）と統合され分冊化が進んでいることから、「六価クロム化合物」に係る検定法を定める以下の告示に関して、所要の改正を行う（※）。

※ JIS の分冊化等に伴う六価クロム化合物以外の項目の検定方法の改正は、今後、公定法への適用の可否を検討の上で行う予定である。

2. 改正の概要

(1) 環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号）の改正

同告示 5 号に定める「六価クロム化合物」の検定方法を分冊後の JIS K0102-3 に定める方法に改める。

(2) 水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 6 条の 2 の規定に基づき環境大臣が定める検定方法（平成元年 8 月環境庁告示第 39 号）の改正

「六価クロム化合物」の別表下欄に掲げる値を 0.01 mg/L に改める。

併せて、同表中欄に掲げる検定方法を分冊後の JIS K0102-3 に定める方法に改めるとともに、分冊後の JIS K0102-3 24.2.2 に定める方法（フレーム原子吸光分析法）を公定法から除外する。

(3) 水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 9 条の 4 の規定に基づき環境大臣が定める測定方法（平成 8 年 9 月環境庁告示第 55 号）の改正

「六価クロム化合物」の測定方法を分冊後の JIS K0102-3 に定める方法に改

めるとともに、分冊後の JIS K0102-3 24.3.3 に定める方法（フレーム原子吸光分析法）を公定法から除外する。

3. 根拠法令条項

- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 12 条の 3
- 水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 6 条の 2 及び第 9 条の 4
- 排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条

4. 施行日

施 行 : 令和 6 年 4 月 1 日